

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉 子どものための養育費相談会」

2 開催日時

令和6年8月31日（土） 10:00～16:00

3 開催趣旨

現在、わが国では、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が44.5%にも上っています（令和4年国民生活基礎調査）。

つまり、実に、ひとり親世帯の半数近くが、貧困状態にあるということです。

また、未婚及び離婚による母子世帯のうち「養育費の取り決めをしている」世帯は46.7%にとどまり、「現在も養育費を受けている」世帯は28.1%という大変低い数値となっています（令和3年度全国ひとり親世帯等調査より）。

さらに、子どもの貧困が社会問題と言われるようになった昨今、わが国の子どもの貧困率は11.5%に上り（前掲国民生活基礎調査）、実に9人に1人の子どもが貧困状態に置かれています。

このような状況の中で、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払いや養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払いを受けられるよう法的な支援をしていくことです。

なお、本年5月17日、離婚後の子に対する共同親権を可能にする改正民法が成立し、そこには、養育費の不払いに対応する養育費の先取特権化や、養育費の取り決めをせず離婚した場合でも、一定額の請求を可能とする法定養育費制度なども盛り込まれています。本改正法は令和8年5月24日までに施行されますが、社会の耳目を集める法改正であるため、今後、養育費に関する相談が増加することは、想像に難くありません。

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成につき相談・依頼を受けることができ、これらを通じてお困りの当事者のサポートをします。

相談会を通じ、貧困に陥って困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題の現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

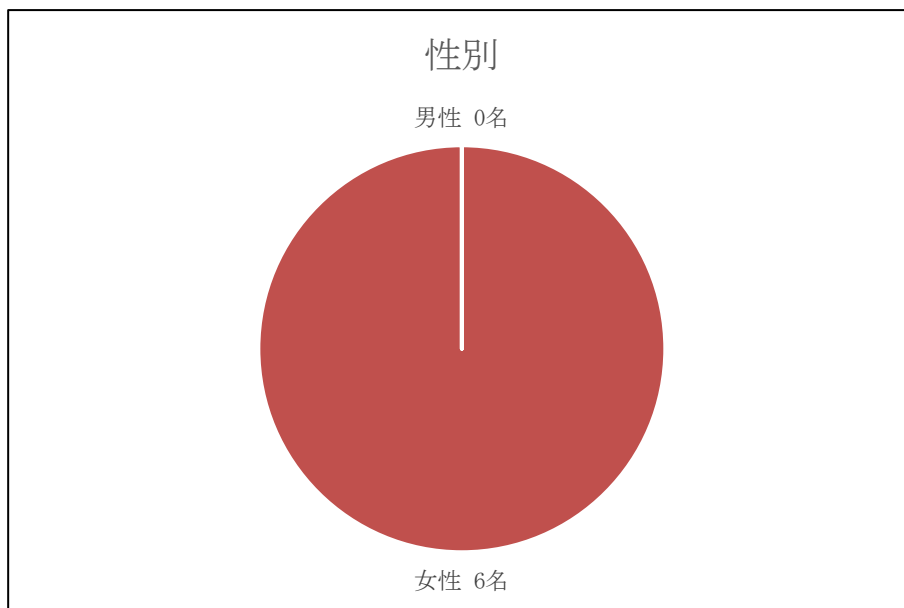
4 相談件数

合計 6件

内訳

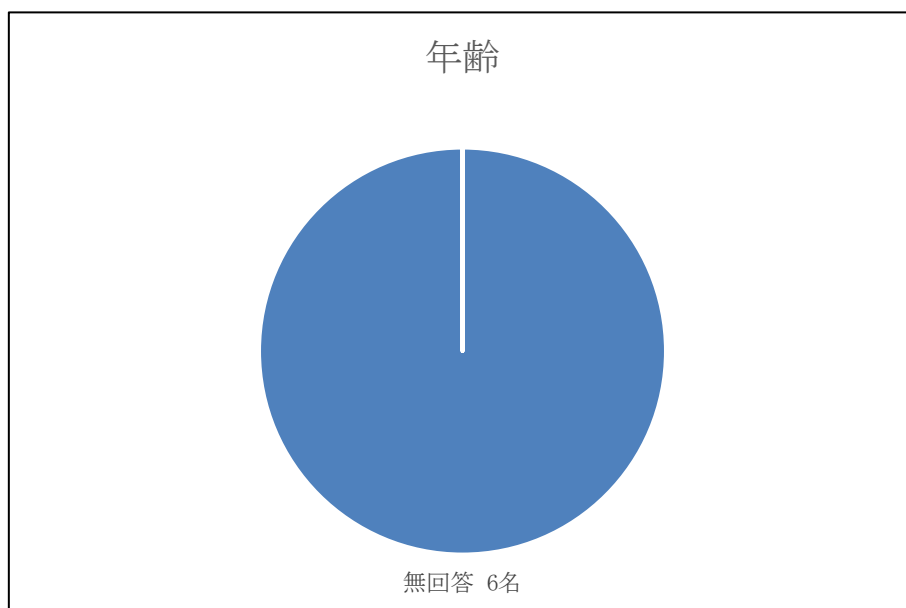
(1) 性別

男性 0名 女性 6名



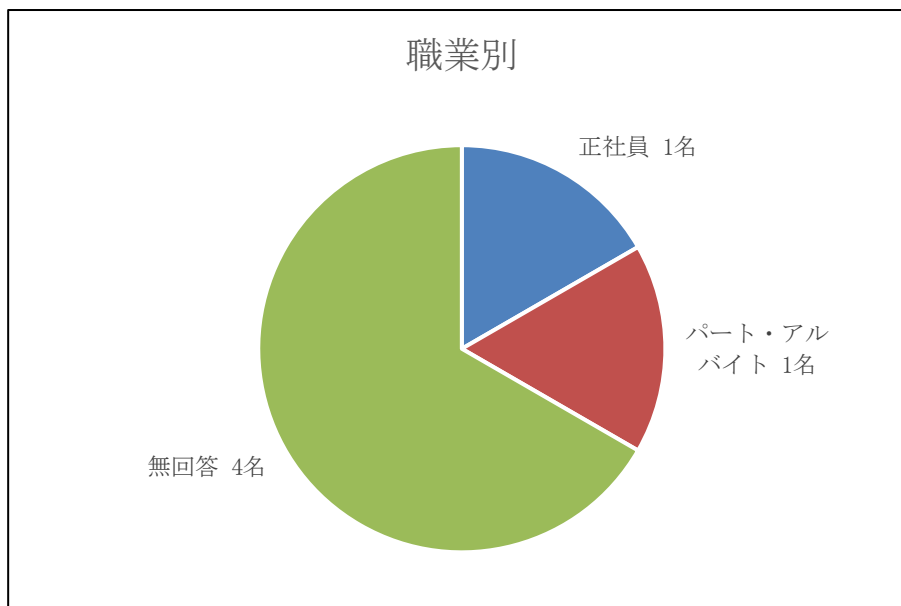
(2) 年齢

無回答 6名



(3) 職業

正社員 1名 パート・アルバイト 1名
無回答 4名



5 主な相談内容

- 取り決めのとおりに養育費が支払われなくなった。
- 取り決めでないで離婚をしたが、これから養育費を請求したい。 など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会または長野県青年司法書士協議会が行っている養育費に関する電話相談はこれで12回目になります。

過去の回と同じく、今回も、養育費の取り決めをした当事者から、不払いや強制執行手続に関する相談が寄せられました。また、養育費の取り決めをしないまま離婚をしたが、これから養育費を請求したいという相談も寄せられました。

さらに、養育費の不払いや子どもとの面会なしの状態が続いていながらも、子どもとの関係への配慮から、養育費の請求をためらうという相談も寄せられました。多様な相談からは、元夫・元妻・子どもをめぐる複雑な関係まで見えてきます。養育費は子どもの養育のためのものですが、その請求には、タイミング等、個々の事案によってきめ細かな配慮・判断が必要だと感じました。

今後も、問題解決の支援に積極的に取り組んでいきたいと思えます。